

■薬局における適切な感染防止対策の徹底の継続について

5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が同年5月31日まで延長され、当県でも5月5日に開催した新型コロナウイルス感染症対策長野県対策本部会議で、既の実施してきた法第24条第9項に基づく施設の使用停止（休業）の要請、適切な感染防止策の徹底及び営業時間の短縮等の要請の一部を見直しの上、期間を延長して実施することが決定されました。これを受け、薬局に対しては、適切な感染防止対策の徹底の継続が要請されております。

つきましては、引き続き、感染防止策の徹底をお願いするとともに、入口及び施設内の手指の消毒設備の設置、施設の換気を実施するなど、緊急事態措置の解除後にいわゆる「新たな生活様式」に対応した運営を行うことができるようにご準備をお願いいたします。その際は、「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」（長野県薬剤師会HP>新型コロナウイルス感染症情報に掲載）を参考としてください。

■薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点について

「薬局における薬剤交付支援事業(令和2年度補正予算)」の実施については、先般令和2年5月1日付2長薬発第127号でご通知申し上げたところですが、日本薬剤師会より、本事業の実施に関する留意点等(その2)が示されました。

本事業の予算額は全体で457,545千円であり、この金額が都道府県ごとに、都道府県の状況に応じて配分され、各都道府県薬剤師会が予算の範囲内で支援を実施するものとされております。

このように事業予算に限りがある中で、必要な患者に対し、また全国の患者に対し、できるだけ偏りなく公平に支援が可能となるよう、支援の金額について、

- ・「0410対応」の処方箋で、薬局の従事者が届けた場合：
患者負担は200円、薬局が本事業に請求する額は100円
- ・「0410対応」の処方箋で、配送業者を使用した場合：
患者負担は200円、薬局が本事業に請求する額は 配送料-200円

として、日本薬剤師会より示されているところです。

事業実施要綱においては、「薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額を上限」と記載があるところですが、この点も含めて、金額については実施要綱の範囲内で、既述の目的に鑑み、補正予算を有効に活用する観点から、各都道府県薬剤師会における統一的な運用として示されているものです。

つきましては、事業実施の留意点を踏まえ、本事業の円滑な実施に特段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本事業に関する情報は長野県薬剤師会HP>薬局における薬剤交付支援事業に掲載予定ですので、ご確認くださいませよう、併せてお願いいたします。